

# 保護者の皆様へ

## 年度限定保育事業のご案内（令和8年5月以降の入所に向けて）

「年度限定保育事業」は、保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を1年度限定でお預かりする事業です。ぜひご利用をご検討ください。なお、令和8年度から制度を大きく変更しています。主な変更点は「3（参考）制度の主な変更点について」をご確認ください。

### 1 事業の概要

#### (1) 対象児童

この事業を利用できるのは、保育所等の利用申請を行い、利用調整の結果、保育所等を利用できず保留となった横浜市内在住（年度限定保育事業利用開始までに転入予定の方も含む）\*の1・2歳児です。

※保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業で保育業務に従事している場合には、横浜市外在住の方も利用できます。

#### (2) 利用概要

##### ア 利用期間

**令和9（2027）年3月31日まで**

※年度限定保育事業の利用が決定した後に通常の保育所等（年度限定保育事業以外の認可保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業をいう。以下、同じ。）の利用を希望する場合は、改めて転園申請が必要です。転園が内定した場合には、内定を辞退したとしても元の年度限定保育事業に戻ることはできません。

##### イ 利用時間

開所時間帯および保育時間は、実施施設によって異なります。実施施設一覧表で確認するか、実施施設にお問合せください。

※「保育標準時間（1日11時間まで）」「保育短時間（1日8時間まで）」のどちらの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。開所時間内でも設定された時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

##### ウ 月額利用料

通常の保育所等と同様です。詳細は『令和8年度横浜市保育所等利用案内』P23～26をご覧ください。

※「保育標準時間（1日11時間まで）」「保育短時間（1日8時間まで）」によって利用料が変わります。

#### (3) 実施施設

利用開始月の前月1日頃（例：5月利用開始分は4月1日）までに更新しますので、ホームページをご確認ください。



検索

年度限定保育事業のご案内

#### (4) 申込手続き（申込から利用決定まで）

##### ア 申込方法

原則、オンラインで申請

申請 URL はホームページに掲載します。

※オンラインでの申請が困難な場合は、期限までに区役所こども家庭支援課の窓口へ申請書をご提出ください。

※通常の保育所等申請に加えて、申請フォームにて年度限定保育事業の申請が必要です。

【窓口受付時間】平日8時45分から午後5時まで

##### イ 申込受付期間

通常の保育等利用申請と同様です。

ただし、5月入所に向けては、3月24日（火）から申請受付を開始します。

通常保育等の利用申請期間は、『令和8年度横浜市保育所等利用案内』P13をご覧ください。

※オンラインは23時59分までの送信分が有効です。

※オンライン申請が困難で紙での申請をする場合の窓口での受付時間は、午後5時までです。（郵送不可）

※期限後の申請は、いかなる理由があってもお受けできません。必ず期限内にお手続きください。

##### ウ 利用の決定

・当月の通常保育における利用調整の結果、保留となった児童について、年度限定保育事業の利用調整を行い、利用が決定した場合は翌月1日から利用開始します。（例 6/10 までに年度限定保育事業を申請し、利用が決定した場合は7/1 から利用開始）

・原則、月途中の入所はありません。

・要綱に基づき、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準に準じて利用調整\*を行い、利用の可否を決定します。原則、利用開始前月の21日以降にお知らせします。

※使用するランク及び調整指数は、直近の利用調整でのランク及び調整指数のうち最も高いものを適用

します。

※通常の保育所等の利用申請でご記入いただいた「きょうだいと同時に利用申請を行う場合」の意向については、年度限定保育事業には適用されません。同園を希望されていたとしても、一方のお子さまのみが内定する・別の年度限定保育事業に内定する場合があります。

・利用が決定したら、実施施設にご連絡いただき、利用する際に必要な事項の説明を受けてください。

## 2 利用にあたっての注意事項 ※必ずご確認ください。

### (1) 年度限定保育事業の利用が決定した際の取扱い

#### ア 保留通知書の交付について（※利用が決定すると交付されませんのでご注意ください）

年度限定保育事業の利用が決定すると、利用調整結果は「利用決定」となるため、利用を辞退した場合でも「保育所等に入所できなかったことを証明する書類（保留通知書）」は交付されません。

#### イ 利用を辞退した場合の取扱い

年度限定保育事業の利用決定した後、やむを得ず辞退する場合には、保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に「認定取消・利用取消申請書」を速やかに提出してください。利用開始日（各月1日）以降に提出された場合は、提出日までの利用料がかかります。なお、改めて利用を希望する場合は通常の保育所等を含め、再度申請が必要です。

#### ウ 育児休業中に利用申請された場合

年度限定保育事業の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります。

### (2) 年度限定保育事業を申請した以降の通常の保育所等利用申請の取扱いについて

#### ア 年度限定保育事業の利用が決定した場合

通常の保育所等の利用を希望する場合は、改めて転園申請が必要です。同一年度内の利用調整において、基準日時時点で年度限定保育事業を利用している場合は「調整指数+1」が付与されます。転園申請に必要な手続きは『令和8年度横浜市保育所等利用案内』P15をご確認ください。

※転園が内定した場合、内定を辞退しても元の年度限定保育事業に戻ることはできません。

#### イ 年度限定保育事業を含めて「保留」となった場合

保留となった場合は、通常の保育所等の利用申請で希望した保育所等・年度限定保育事業で希望した保育所等について、利用申請者として登録され、利用が内定するまで自動的に翌月以降（令和9年3月まで有効）の利用調整の対象になります。年度限定保育事業の変更・取下げを希望する場合には、別途手続きが必要となります。

### (3) 令和9年4月の通常の保育所等利用申請

令和9（2027）年4月1日以降も保育所等への利用を希望する場合は、改めて保育所等の利用申請を行っていただく必要があります。令和9（2027）年3月で卒園予定の場合には、「1ランクアップ及び調整指数+5」が付与されます（「在園（利用）証明書」の提出は不要です）。なお、ランクアップ及び調整指数の適用については、令和9（2027）年4月の入所の利用調整における基準日の状況で判断します。

## 3 （参考）制度の主な変更点について※今回のご案内には、制度変更後の内容を記載しています。

年度限定保育事業は、令和8年4月入所分から制度を変更していますのでご注意ください。

申請手続：利用希望者は、横浜市に対して年度限定保育事業の利用申請をしていただきます。

利用の決定方法：要綱に基づき、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準に準じて利用調整を行い決定します。

年度途中の利用開始：各月1日からの利用開始となります。（原則、月途中からの開始はできません。）

利用料等：通常の保育所等と同様です。

利用時間：通常の保育所等同様、標準時間（1日11時間まで）・短時間（1日8時間まで）に区分されます。

【お問合せ先】月～金（祝日除く）午前9時00分から午後5時00分まで

横浜市こども青少年局 保育・教育支援課 保育対策担当 電話：045-671-4469